

Title	コメントニ：偽・誤情報と「メディア・リテラシー」
Sub Title	
Author	宇田川, 敦史(Udagawa, Atsushi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2024
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.97, No.12 (2024. 12) ,p.171- 176
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事：令和六年度慶應法学会シンポジウム：偽情報
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20241228-0171

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

コメント二

偽・誤情報と「メディア・リテラシー」

宇田川敦史

本シンポジウムにおいて報告者のお三方は主に政治コミュニケーション研究、メディア法・情報法研究の立場から、偽・誤情報や「陰謀論」の流通・伝播プロセスや規制のあり方について示唆深いご報告をされた。このような重要な論点の提示を受けて、私からはメディア論、特にメディア・リテラシー論の立場から、偽・誤情報対策として接点となりうる視点について述べたい。

「メディア・リテラシー」への期待論と限界論

近年、偽・誤情報や「陰謀論」のみならずデジタル・プラットフォーム上の情報流通における諸問題（フィルターバブルやエコーチェンバーといった情報分配の偏り、「誹謗中傷」や「分断」といった感情的対立など）

の議論において多く言及されるのが、「メディア・リテラシー」あるいは「情報リテラシー」に対する期待である。たとえば、令和五年版『情報通信白書』でも「違法・有害情報や偽・誤情報に惑わされない、これらの情報を拡散しないためには、デジタルリテラシーの向上が非常に重要である。」^①との記述がみられ、「リテラシー」育成の必要性和その効用への期待が示されている。

一方でこのような「リテラシー」育成には限界論（あるいは有害論）も指摘されている。たとえばダナ・ボイドは、反ワクチンに関する偽・誤情報や二〇一六年のアメリカ大統領選挙における「陰謀論」などにおいて、メディア・リテラシーに基づく既存メディアに対する「批判的思考」が、かえってインターネット上

の真偽不明情報への接触を増加させ、結果的に「専門家」の助言を無視するようになっていと論じた。この指摘は、メディア・リテラシー教育全般を否定するものではないが、一部の教育現場においては効果が検証されていない介入が安易に行われている現状に対して警鐘をならすとともに、リテラシー教育に対する「過剰な期待」に対して疑問を投げかけたものと考えらるべきだろう。

実際のところ、偽・誤情報対策としてのメディア・リテラシー育成は、その理論的な枠組みを明確化し実証的な効果検証を経たプログラムであれば、一定の効果を発揮する。たとえば、国際大学グローバル・コミュニケーション・センターの研究では、コロナワクチン関連の偽・誤情報の真偽判断において、メディア・リテラシーおよび情報リテラシー得点が高いほど偽・誤情報に気づく確率が上昇し、その相関係数は情報リテラシー得点よりもメディア・リテラシー得点のほうがより強いことが示されている。⁽³⁾ 一方で同センターの別の研究では、自己申告による「批判的思考」態度（自分は批判的思考ができているとする自己評価）が高いと逆に偽・誤情報の誤りに気づかない傾向があり、む

しろ偽・誤情報を拡散しやすいとされている。⁽⁴⁾ 特定の条件においては、ボイドが主張するような、「批判的思考の逆説」が発生しうるわけだ。

その意味で、メディア・リテラシーは偽・誤情報対策に一定の効果を示すものの、必ずしも万能薬とはならず、プラットフォームのデザインに対する適切な規制や介入、生態系の全体を視野に入れたメディア環境全体の改善と組み合わせることが重要である。そしてさらに重要なのは、「リテラシー」の効果を論じる際には、それが「メディア・リテラシー」なのか「情報リテラシー」なのか、あるいは「批判的思考」なのかを理論的に明らかにするとともに、その「リテラシー」が客観的に身につけていると判断できるものなのか、自己申告による主観評価によるものなのか、丁寧に腑分けした議論が求められるということだ。

「メディア・リテラシー」概念の含意

一般に偽・誤情報対策としての「リテラシー」が語られる際、その多くの議論で暗黙の前提となっているのが、「対象となる情報が真なのか偽なのかを判別できる能力」といった意味での「リテラシー」であろう。

図1 ユネスコによるメディア・情報リテラシーの構成要素

INFORMATION LITERACY						
Define and articulate information needs	Locate and access information	Assess information	Organize information	Make ethical use of information	Communicate information	Use ICT skills for information processing

MEDIA LITERACY				
Understand the role and functions of media, and Internet communications companies in democratic societies	Understand the conditions under which media can fulfil their functions	Critically evaluate media content in the light of media functions	Engage with media for self-expression and democratic participation	Review skills (including ICTs) needed to produce user-generated content

DIGITAL LITERACY						
Use of digital tools	Understand digital identity	Recognize digital rights	Assess AI issues	Improve how to communicate digitally	Manage digital health	Practice digital security and safety

出典：UNESCO, *Media and Information Literate Citizens: Think Critically, Click Wisely!*, 2021.

しかし、これはメディア論の立場からは「情報リテラシー」の一要素に過ぎず、元来の「メディア・リテラシー」とは異なるリテラシーである。実際、先述の総務省の『情報通信白書』においても、「メディア・リテラシー」「情報リテラシー」「デジタルリテラシー」といった概念が十分区別されずに並列されており、語法の混乱が見られる。これらの「リテラシー」の定義や構成要素については複数の議論があり、定説が確立しているわけではないが、ここではユネスコによる構成要素⁽⁵⁾を参照しておく。

ユネスコでは、これらの「リテラシー」概念を「メディア・情報リテラシー」という語で包括し、その要素を「情報リテラシー (Information Literacy)」「メディア・リテラシー (Media Literacy)」「デジタル・リテラシー (Digital Literacy)」の三つの水準に整理している(図1)。先述の通り、情報の内容(コンテンツ)に焦点を当て、そのアクセスや評価、伝達に関わるリテラシーは「情報リテラシー」の水準に位置づけられる。メディアの機能や流通経

路ではなく、あくまで情報の内容に基づいて真偽判定を行ったりする行為も、ここに含まれる。次に「メディア・リテラシー」の水準は、情報の内容ではなく、それを媒介し流通させるメディア自体の機能と役割に焦点を当て、民主主義社会におけるメディアのあり方を理解したり評価したりするリテラシーである。そして「デジタル・リテラシー」とは、デジタルツールや AI といった技術との関わりに焦点を当て、それらの理解や制御・管理、評価を実践するリテラシーである。

先述の国際大学の調査でも示されている通り、偽・誤情報の判別や拡散防止においては、単に情報の内容（コンテンツ）を評価する「情報リテラシー」よりも、メディアの水準でその機能や役割を評価する「メディア・リテラシー」の効果が高く、また理論的にも「メディア・リテラシー」の水準は「情報リテラシー」「デジタル・リテラシー」よりも一段メタな水準でのリテラシーと位置づけられる。一般に論じられる「リテラシー限界論」においては、情報の真偽だけに焦点を当てた「情報リテラシー」の水準で語られることが多く、メディアの機能や役割を理解し、さらにはメディアのあり方をデザインするメタな水準における「メ

ディア・リテラシー」の含意が十分に考慮されているとはいえない。

偽・誤情報への社会的な対抗策として重要なのは、個々人が単に情報の水準でその内容が「真実なのか虚偽なのか」を判別できることではなく、民主主義社会におけるメディアの機能として、偽・誤情報が流通し拡散するこの仕組み自体をどのように理解し、どのようなメディアが社会的に望ましいのかを批判的に議論できることである。本来の「メディア・リテラシー」とは、まさにそのような素養のことを指す。そのためには、情報の生産から流通、選別、拡散に至るシステムやプロセスを可視化し、その仕組みを包括的に理解できるように教育・啓発のあり方を模索していく必要があるだろう。⁶⁾

偽・誤情報の流通における論点

このようなメディア論の視座から、各報告との接点となる論点をいくつか提示しておきたい。

まず烏谷報告においては、陰謀論の「政治的資源化」が問題として提起された。この政治的資源化する、あるいは「シンボル」としての陰謀論の構造を理解す

るためには、陰謀論というコンテンツそのものを情報として信じるかどうかではなく、そのコンテンツの伝播を可能にする（複合的な）メディアの機能や性質に目を向ける必要がある。特に、陰謀論のコンテンツに矛盾や誤りが判明しても信じ続けてしまうような「信者」に対してどのような「教育」や「説得」が可能なかを考えるためには、単にそのコンテンツが虚偽であることを伝達するだけでなく、陰謀論の政治的資源化のメカニズムの全体像を指し示すことが重要になるかもしれない。

次に水谷報告において論じられたデジタル・プラットフォームに対する積極的な関与や規制のデザインについては、その憲法論的（≠専門的）な妥当性の議論に加えて、いかにそのようなデザインに対して民主主義的な合意形成を図っていくかが重要と考えられる。その際に考えるべきひとつの論点は、そもそもその法的な制度や規制を解釈したりデザインしたりする専門知と、メディアのあり方やアルゴリズムの実装を理解したりデザインしたりする（メタな意味での）「メディア・リテラシー」との異同をどのように位置づけるか、という問題である。現代のメディア環境において、デ

ジタル・プラットフォームを含むメディアのデザインそのものが民主主義的な合意形成のあり方と直接的に関連しており、本来の意味でのメディア・リテラシーを育成することは、メディア環境に介入する規制がどうあるべきかを議論する基盤の構築と連続性があると考えるべきだろう。

さらに三谷報告において示された「感情のレジーム」という概念については、情報の生産・拡散・共有のプロセスにおける感情の役割について、どのような「リテラシー」が可能かという問いと接続できる。「メディア・リテラシー」はあくまでメディアという仕組みやプロセスに対する理解や表現の素養であるが、同時にそのメディア上でのコミュニケーションを構成する人間の特性をどのように理解するか、も重要な要素となりうる。ここでは、「アテンション」や「情動」、そして「感情」という諸概念を理論的に整理しつつ、メディア上の人間の認知プロセス自体を対象化し理解するような「リテラシー」についても、今後検討すべき課題と受け止めるべきだろう。さらにこのような「感情のレジーム」が表出する社会において、「理性」をどのように位置づけるかは、民主主義の根幹に関わ

る重要な問題となる。

これまでに論じてきた本来の意味での「メディア・リテラシー」とは、民主主義社会におけるコミュニケーションをどのように理解し、どのようにデザインしうるのか、さらにはその流通の場であるメディアのあるべき姿をどのように描くのか、を構想する素養でもある。その際にすでに崩れつつある「理性ある個人」という前提をどのようにとらえなおし、これからのメディア環境をどのように構築するのか、学際的かつ実践的に考えていく必要があるだろう。

- (1) 総務省『令和五年版 情報通信白書』、二〇二三年
- (2) Boyd, D. Did media literacy backfire? *Journal of Applied Youth Studies*, 1(4), 83-89, 2017.
- (3) 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター「わが国における偽・誤情報の実態の把握と社会的対処の検討：政治・コロナワクチン等の偽・誤情報の実証分析」、二〇二二年
- (4) 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター「偽・誤情報、ファクトチェック、教育啓発に関する調査研究」、二〇二四年

- (5) UNESCO, *Media and Information Literate Citizens: Think Critically, Click Wisely!*, 2021.

(6) 筆者はこのような観点におけるメディア・リテラシーを「メディア・インフラ・リテラシー」と位置づけ一定の研究を進めている。たとえば以下を参照。

宇田川敦史「検索エンジンのメディア・インフラ・リテラシー・アルゴリズムの介在に気づくワークシヨップ」『教育メディア研究』二七(二)、一一二〜一三二頁、二〇二二年